



緊急時には適切な対応を！

保育者は、子どもの体調の急変など
緊急事態に対し適切な対応をとること
を心がけましょう。



■ すみやかに連絡をすること

保育者は、緊急事態が生じた際に、
保護者へすぐに連絡を入れてください。
同時に、救急車を呼ぶなど、適切な対
応をお願いします。



また、事故の発生状況等について、
都道府県等への報告も必要になります。

■ 連絡先を必ず交換しておくこと

保護者は、緊急事態に備え、事前に保
育者と緊急連絡先の交換をしてください。

また、保護者は、すぐに保育者からの
連絡を受けることができるような体制を
整えましょう。

保育者、保護者は互いに子どもの安全に努めましょう。